

質問に対する回答書  
件名) 常磐自動車道 つくばみらいスマートIC工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P18	用・排水工並びに管渠工築造等において、既設排水路切り回し、構造物掘削の際に水処理が必要になると思われます。その際、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	用・排水工並びに管渠工築造等においての既設排水路切り回しについては、割掛項目「河川・水路の締切り、迂回費」に含むものとお考えください。また、構造物掘削の際の水処理については特記仕様書24-2-3「構造物掘削」に示すとおり含まれているものとお考えください。
2	特記仕様書P11～12	県道130号線側部に電柱が乱立しています。施工に支障をきたすものは工事開始前に移設が行われるものと理解してよろしいでしょうか。	施工に支障をきたす支障物は施工開始前に移設されているものとお考えください。
3	特記仕様書P21	常磐自動車道本線への擦り付け施工の際、本線規制を伴うものと思われま。かかる費用については設計変更の対象になると理解してよろしいでしょうか。	常磐自動車道本線への擦り付け施工の際に本線規制は伴わないものと考えております。なお、関係機関との協議により、追加となった場合は、監督員との協議対象となります。